

全自動印刷機賃貸借および保守に関する仕様書

本仕様書は、福祉総務課内で使用する全自動印刷機の賃貸借および保守契約に関して定めたものである。

1 印刷機の仕様

- (1) 主走査方向 300 dpi、副走査方向 600 dpi
以上の解像度を有すること
- (2) A3版が印刷出来ること
- (3) 135枚/分以上の印刷速度を有すること
- (4) ズーム（拡大・縮小）機能があること
- (5) 文字写真混在モードを搭載していること
- (6) 自動原稿送り装置（ADF装置）があること。
- (7) 専用テーブルがあること。

2 印刷機の保守

- (1) 機器が正常な機能を維持するために、点検、調整し、必要に応じて部品交換を行うこと。（部品交換に要する費用については別途。）
- (2) 機器に異常が発生した場合は、受託者は速やかに対応すること。

3 設置場所

福祉総務課内

4 設置台数

1台

5 契約期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日